

現行	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条—第六条）</p> <p>第二章 障害を理由とする差別の禁止（第七条—第九条）</p> <p>第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策等</p> <p> 第一節 基本的な施策（第十条—第十四条）</p> <p> 第二節 差別に関する相談等（第十五条—第二十条）</p> <p>第四章 雑則（第二十一条）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 総則</p> <p>第一条 略</p> <p> （定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。</p> <p>二 障害者 障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>三 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p> <p>四 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。</p> <p>五 合理的配慮 障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。</p> <p>【新設】</p> <p>（障害を理由とする差別の解消の基本理念）</p> <p>第三条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）の下行われなければならない。</p> <p>一 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること</p> <p>二 何人も、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと</p> <p>三 社会的障壁の除去のためには_____、合理的配慮を行うことが促進される必要があること</p> <p>【新設】</p> <p>四 障害を理由とする差別は、障害者に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深める必要があること</p> <p>五 障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を踏まえ、_____障害者の_____障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること</p> <p>六 災害時_____において障害がある者</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条—第六条）</p> <p>第二章 障害を理由とする差別の禁止（第七条—第九条）</p> <p>第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策等</p> <p> 第一節 基本的な施策（第十条—第十四条第十七条）</p> <p> 第二節 差別に関する相談等（第十五条—第二十条第十八条—第二十三条）</p> <p>第四章 雑則（第二十一条第二十四条）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 総則</p> <p>第一条 略</p> <p> （定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者をいう。</p> <p>（障害を理由とする差別の解消の基本理念）</p> <p>第三条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）の下行われなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 社会的障壁の除去のためには、障害者との対話を行いながら、合理的配慮を行うことが促進される必要があること</p> <p>四 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること</p> <p>五 略</p> <p>六 障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を踏まえ、全ての障害者について、障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等に応じた適切な配慮が求められること</p> <p>七 災害時の避難、生活等において、障害がある者がより困難な状況</p>

_____の安全_____を確保するため、
地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること

第四条 略

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め_____、市が実施する施策に協力するとともに、障害者との対話を行いながら、合理的配慮をするように努めるものとする。

第六条 略

第二章 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第七条 市及び事業者は、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

一 障害者に福祉サービス（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下この号及び第三号において同じ。）を提供する場合における次に掲げる取扱い

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、入所施設_____における生活を強制すること

ロ 障害者の生命又は身体の保護のためにやむを得ないと認められる場合その他の客観的に合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又は当該提供に条件を付することその他の障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること

二～九 略

第八条 略

(事業者が行う合理的配慮)

第九条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をするように努めなければならない。

2 事業者は、障害者を雇用する場合において、障害者から障害者でない者との均等な機会の確保又は均等な待遇その他の取扱いの確保を求められた場合であって、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮をしなければならない。

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策等

第一節 基本的な施策

第十条 略

【新設】

第十一条～第十四条 略

【新設】

【新設】

第二節 差別に関する相談等
(相談)

に至ることを踏まえ、障害がある者の安全及び安心を確保するため、
地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること

第四条 略

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力する_____よう努めるものとする。

第六条 略

第二章 障害を理由とする差別の禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第七条 市及び事業者は、次に掲げる取扱いその他の不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

一 障害者に福祉サービス（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービス又はこれに類する福祉サービスをいう。以下この号及び第三号において同じ。）を提供する場合における次に掲げる取扱い

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障害者の意思に反して、福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）及び当該施設における生活を強制すること

ロ 略

二～九 略

第八条 略

(事業者が行う合理的配慮)

第九条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならない。

2 略

第三章 障害を理由とする差別を解消するための施策等

第一節 基本的な施策

第十条 略

(教育の推進)

第十一条 市は、市民の障害及び障害者に関する関心と理解を深めるための教育の推進に必要な施策を実施するものとする。

第十二条～第十五条 略

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 市は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、事業者及び市民に対し、当該情報の提供を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 市は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決が図られるよう、障害及び障害者に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他の必要な施策を実施するものとする。

第二節 差別に関する相談等
(相談)

第十五条 障害者及びその家族、後見人その他の関係者又は事業者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

一 助言及び情報提供その他障害を理由とする差別を解消するための必要な支援

二 当該事案の当事者（**第十七条第二項**において「関係当事者」という。）その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整

三 次条の規定による助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援

（助言又はあっせんの求め）

第十六条 障害者及びその家族、後見人その他の関係者は、現に障害を理由とする差別を理由とした紛争が生じている場合であって、前条第二項第二号の規定による調整が図られてもなお当該紛争が解決されないうとき（当該助言又はあっせんの求めを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。）は、**第二十条第一項**に規定する仙台市障害者差別相談調整委員会（以下「調整委員会」という。）に対し、当該紛争を解決するために必要な助言又はあっせんを求めることができる。

第十七条～第二十条 略

第四章 雑則

第二十一条 略

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

第十八条 障害者及びその家族、後見人その他の関係者又は事業者は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

2 市は、前項の規定による相談を受けた場合は、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

一 略

二 当該事案の当事者（**第二十条第二項**において「関係当事者」という。）その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整

三 略

（助言又はあっせんの求め）

第十九条 障害者及びその家族、後見人その他の関係者は、現に障害を理由とする差別を理由とした紛争が生じている場合であって、前条第二項第二号の規定による調整が図られてもなお当該紛争が解決されないうとき（当該助言又はあっせんの求めを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。）は、**第二十三条第一項**に規定する仙台市障害者差別相談調整委員会（以下「調整委員会」という。）に対し、当該紛争を解決するために必要な助言又はあっせんを求めることができる。

第二十条～第二十三条 略

第四章 雑則

第二十四条 略